

特許情報による 知的財産権制度の啓発

社団法人発明協会 参与（知的財産研究センター長、アジア太平洋工業所有権センター長）
国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科客員教授

鈴木 伸一郎

PROFILE

特許庁特許情報企画官、財団法人知的財産研究所研究部長、財団法人日本特許情報機構事業管理室長等を経て 2003 年 6 月より現職



1 はじめに

この 3 月に発表された特許庁の「模倣被害調査報告書」ⁱ は、一時減少傾向を示していたわが国企業等の模倣被害が 2006 年以降再び増加傾向にあるとしている。模倣品問題の解決には、国内外でその知的財産の権利化が行われていることがその前提となるものであり、そのうえでのエンフォースメント環境が不十分ではないかという議論が行われることになる。同時に重要とされるのが、消費者をはじめとする侵害品を購入する一般国民の知的財産権制度について意識、いわゆるパブリック・アウェアネスである。時々、知的財産問題は環境問題と同じアプローチが可能であると言われるが、比較的身近な問題として理解できる環境問題とは異なり、知的財産権問題の国民に対するアプローチは必ずしも簡単ではない。有名なタレントを起用して「模倣品や海賊版は良くない」とのキャンペーンが行われても、真の知的財産マインドを構築するものとはならない。すなわち、知的財産権制度の意義を正しく理解し、自然と知的財産権を尊重する意識を醸成することにより、はじめて知的財産文化が根付くことになる。

2 日本人の知的財産 尊重の意識

知的財産に携る人間としては、わが国国民の知的財産に関する意識は、世界のトップグループに入ると信じたいところである。しかしながら、個々の国民の知的財産権を尊重する意識は本当に高いものであろうか。

2004 年に（社）発明協会と朝日新聞社が共同で行った国民の知的財産文化に関する意識調査ⁱⁱによれば、7 割の回答者が、特許或いは著作権について用語を知っているだけでなく、その内容も知っていると答えている。一方で、知的財産権を尊重する意識についてをみると、「全体として高い」と評価した回答者は 2.5%にすぎず、逆に「全体として低い」と答えたものが 30.2%を占めている。残りの 7 割近くは「一部の専門家等では高いが一般国民は低い」としており、国民の意識としては、わが国の一般国民の知的財産尊重の意識は、高くないと見ていることを示している。

この調査は、国民が知的財産権制度をどのように評価しているかについても明らかにしている（表 1 参照）。回答者の 68.8%が「知的財産権制度が研究者や発明家等の励みとなる」と積極的な評価をし、「わが国の国際競争力を強化するために必要」とする者も 6 割を占めている。更にほぼ半数が「知的財産権制度が人類社会の進歩と世界経済の発展に貢献する」と答えている。

これに対して、「利益を得るのは特定企業等に限ら

知的財産権制度の評価（複数回答）	%
1. 研究者や発明家等の励みとなる	68.8
2. 日本が国際競争力を強化のために必要	60.4
3. 人類社会の進歩と世界経済の発展等に貢献	46.7
4. 中小企業にとって重要である	27.2
5. 利益を得るのは特定企業等に限られ、個人への恩恵は少ない	18.9
6. 大企業にとって重要である	16.1
7. 自由な経済活動のためにはないほうがいい	2.8
8. あてはまるものがない	2.2

出典：社団法人発明協会、朝日新聞社 2004 年

表 1 一般 国民の知的財産権制度の評価

i. 特許庁「2008 年度模倣被害調査報告書」調査分析結果の概要（平成 21 年 3 月）

ii. 朝日新聞社、（社）発明協会「知的財産文化（IP カルチャー）に関するアンケート」（平成 16 年 6 月実施）（社）発明協会「発明」2005 年 1 月号、2 月号参照

れ、個人への恩恵は少ない」と答えたものが18.9%を占め、回答者の2.8%は「自由な経済活動のためにはないほうがいい」という否定的な見解を示している。

一般的には数%の回答はあまり大きな意味を持つものではないが、現在の経済活動が知的財産権制度に裏づけられているということを考えると、必ずしも低いものということとはできない。

3 知的財産教育と特許情報

ここで、改めて知的財産マインド又は知的財産文化醸成の重要性が認識されることとなる。知的財産権制度に接する機会の少ない者が否定的な見解を持つという見方は、必ずしも根拠のあるものではない。逆に、突然、他社からの警告状を受け取った場合には、制度に対する根拠のない不信感を持つことになる。知的財産権教育と知的財産に関するパブリック・アウトアネスの問題は、本質的には異なる側面のものであるが、少なくとも知的財産権制度の本質を理解させることなく、一方的に権利は尊重しなければならないという理論では、逆に不信感を生ずることにもなりかねない。

もちろん、知的財産マインドは、「知的財産権とは何か」という知識を持つことではないし、「産業財産権を取得する」ための知識や経験を持つことでもない。知的財産権制度はなぜ必要なのか理解し、他人の知的財産権を尊重する自然な意識に外ならない。そこで、この理解のアプローチのために特許情報を利用しようとする試みが行われていることは、注目されることである。

4 特許情報による知的財産教育

特許庁が1999年から全国の工業高校、工業専門学校、大学等に配布している「工業所有権標準テキスト（特許編）」ⁱⁱⁱでは、その第2章を「特許情報の調査」と題して、特許情報の利用の意義について詳しく紹介している。このアプローチは、知財意識の醸成において非常に効果的なものと考えられる。

テキストでは、最初に「特許情報とは何か」を紹介し、

iii 現在は(独)工業所有権情報研修館から配布されている

次いで特許調査の目的を説明する。続いて特許調査で得られる情報について触れた後、特許情報へのアクセスを促す。特許電子図書館(IPDL)を実際に利用して実際の特許情報を検索し、スクリーニングの手法を説明した後に、特許分類の利用を説明する。そして最後にはパテントマップの利用まで言及している。その結果、この章の総ページ数は30ページ近くになっているが、一般国民の知的財産に触れるためには、非常に効果的なアプローチとなる。

2000年に始まったこの標準テキストを用いた知的財産教育の試行においても、多くの学校で、このアプローチを採用する学校も少なくなく、特許情報の持つ意義やIPDLを用いた特許情報へのアクセスが、特許制度の理解には大きな効果をもたらすものとして評価されている。

5 特許情報による新たな知的財産権制度啓発

特許情報を用いた知的財産の世界への誘いは、特許調査に限るものではない。

最近、アジア地域の研究者や教育者と知的財産権保護の啓発について議論する機会が増えているが、そこで多くが興味を引くのは、発明の歴史を紐解く鍵としての特許情報の利用である。人類の生活を根本から変えた価値ある発明(イノベーション)のほとんどが特許情報に見出すことができることを知る。これは、これまで全く別の世界のものと考えていた知的財産の世界が急激に身近なものとなるという。その結果、知的財産を尊重する意識が自然に生まれるということができる。

特許情報分析による知的財産戦略物語もまた、一般国民に興味を引くもののひとつである。中国の地方政府担当者には、パテントマップが「レッドクリフ」のような国とり物語であることを説明すると、その目は生き生きとしたものとなる。ここにも知的財産権制度の新たな発見が行われる。

特許情報は特許独占権を理由付ける現在の重要な理論の一つであり、一般国民の知的財産意識高揚のために、更に活用されることを期待したい。